

内裏への途

—『平家物語』卷一「殿下乗合」の作中場所の本文流伝—

△一▽

犬井善壽

小松内大臣平重盛の次男資盛が、嘉応二年（一一七〇）十月十六日に、鷹狩りの帰途、摂政藤原基房の行列に行き逢うが、下馬の礼もとらずに、駆け破って通ろうとしたため、基房方は、資盛以下の侍を馬から引き下し、恥辱に及ぶ。資盛の祖父清盛は、この一件の報告を受けて激怒し、腹心の武士に、殿下基房の外出予定の日程までを示して、その報復を命じる。同月二十一日、高倉天皇の元服議定の為に参内途中の基房一行を待ち受けた平氏の侍達は、前駆等の警を切り、牛車の簾を打ち落すなどの狼藉を働き、六波羅へ戻る。清盛は、侍達を「神妙なり」と賞する。重盛は、この一件を知って、報復に加わった侍達を勘当し、資盛を暫く伊勢国へ追放する。天皇も臣下も、重盛を誉めたたえた。

物語の語り手は、「世の乱れ初めける根本は」と前置きしてこの事件を語り始め、摂政がかような恥辱をうけたことに関して「これこそ平家の悪行の始めなれ」と評している。

『平家物語』巻一に載る、いわゆる「殿下乗合」の一件である。いま、数多い異種本の中の流布本によって、そのあらずじを辿ってみた。諸異種本の記述は、その章段名を始めとして細部には差異があるが、大筋におい

て、以上に示した流布本の記述と同一である。

『平家物語』は、歴史上の事実を生素材としつつ、時にその歴史事実を殊更に変更して題材とし、また、全くの仮構を歴史事実の間にさし挟んで題材とする。『平家物語』は「実録」ではなくて、事実離れや仮構を含む「物語」であるわけだが、この「殿下乗合」の章には、さような『平家物語』における歴史事実と事実離れや仮構との関わりあいの典型が認められる。そのことは、早くから先覚が指摘されるところである。諸先覚の御指摘の焦点は、特に、この「殿下乗合」の章の作中場面における作中時間と作中人物の二点に関する歴史事実との離れや仮構である。勿論、語り手の「世の乱れ初めける根本」「悪行の始め」という前置き・評言と物語全巻との関連での御発言も、極めて多いが。

まず、「時」に関する歴史事実と作中時間の離れ。「嘉応二年十月十六日」という「乗合」事件は、早く『参考源平盛衰記』が「按此事、百鍊抄在七月三日。為得。……平家諸本十月十六日。事皆非也」と指摘するように、『百鍊抄』『玉葉』等の史料に記されている事件は、「七月三日」のことである。物語諸本は「乗合」の事件を約三ヶ月遅らせて語るわけである。これは、「乗合」と「報復」の時間的間隔の短かさを示すことを目的とした事実離れと見る見方が一般で、その見方が広く了承されている。次に、「人」に関する歴史事実と作中人物の離れ。報復を命令した人物を清盛とする物語に対して、『源平盛衰記』が「秘本云、入道相国は福原にて逆修おこなはれけるあひだなり。平大納言重盛の所為ときこえきと。普通に大にかはれり」と作品の中で「秘本」の記載を紹介しているように、重盛が報復を命じたというのが史料に見える事実である。その件は『愚管抄』に見える。物語においては、重盛と清盛との役割が史料に見えるそれとは全く反対になっているのである。これは、清盛を悪行の人、重盛を聖人君子として語る『平家物語』の構想の現われの一つと見るのが一般で、多くの研究者が指摘され支持されるところである。なお、この章には他にも作中人物は多く、幾人もの人物の虚実が話題になっているが、稿者は、それらの人物はこの章の主題⁽³⁾に関わる主役や対役ではないと見て、ここでは触れない。

文学作品の、特に物語作品の、作中場面では、作り物語であれ実録物語であれ、「時」と「人」と、いま一つ「場」との三つの要素が絡みあつて、ある「事件」が展開し、その「事件」を通して作者の意図した「主題」が提示される。こう考えると、作中場面における「場」という要素は、重要な役割を果たしているはずである。しかるに、「殿下乗合」に関する従前の研究や批評において、その「場」に焦点を絞つてのものは、全くと言つてよいほど、ない。しかし、『平家物語』諸本の「殿下乗合」の作中場所を比較検討してみると、諸本の間でかなりの差異があり、それが看過出来ない問題を含んでいる。本稿冒頭にこの章のあらすじを示したが、敢えて「場」の点を外しておいた所以である。

本稿において、「殿下乗合」の章において設定されている作中場所に関して、『平家物語』諸本の記事を比較し、その本文変容の方向について、稿者なりの見解を示したい。ことは、『平家物語』の作者（達）が意図したところ、『平家物語』の改作者（達）が試みた本文改変の方向、つまり『平家物語』の本文流伝の方向という問題にも関わってくる。

△二△

既に諸先覚に御指摘のある事柄や記事ではあるが、最初に、史料に記載されている「殿下乗合」の件に関わる記事を列挙し、その記述の中から、特に事件の「場」について整理を試みる。参考のために末尾に掲げる「関係平安京略図」の符号を添えることにする。

最初に、前引の『参考源平盛衰記』に指摘がある『百練抄』嘉応二・三年の關係記事。

七月三日。越前守資盛、於路頭、遇撰政、及恥辱。撰政、賜下手輩於檢非違使。

（十月）廿一日。依御元服定、撰政参内之間、於路頭、勇士有狼藉事。切前駟等本鳥。是、先日資盛之会稽也。依此事、定延引。

正月三日。主上御元服（十一歳。大内）

——傍線稿者。括弧内ハ割注。以下同——

『百練抄』は、編者未詳の編集史で、書き終りの正元元年（一二五九）十二月を余り隔てない時期の成立らしい。⁽⁴⁾従って、その九十年も前の嘉応の件に関する記述は全幅の信頼をおけない。ただ、この書は貴族の日記などを資料としているようで、ある程度は信用できる。その『百練抄』では、「殿下乗合」の件の日や人物は分るが、事件の具体的な場に関する把握は出来ない。「乗合」事件も「報復」の事件も「於路頭」と記すのみである。

基房の弟である九条兼実の日記『玉葉』は、兼実の記した日次の日録であり、その点で極めて信憑性が高い。そうして、基房と資盛との間のいわゆる「殿下乗合」の一件に関しては、嘉応二年七月から翌年正月にかけて、詳しい記述がある。但し、「殿下乗合」の一件に関しての『玉葉』の記述は、恥辱を受けた基房の身内の記述であるわけで、身びいきがあるかも知れず、割引いて扱ふ必要はある。しかし、当面問題の事件の「場」に関しては、兼実が事実をことさらに歪曲して記す必要はあるまい。従って、「場」に関しては、『玉葉』の記事に大きな事実離れはないと見てよからう。その記述はこうである。

（七月）三日、辛巳、今日法勝寺御八講初也、有御幸、撰政被参法勝寺之間、於途中、越前守資盛（重盛卿嫡男）、乗女車、相逢、而撰政舍人居飼等、打破彼車、事及恥辱云云、撰政飯家之後、以右少弁兼光為使、相具舍人居飼等、遣重盛卿之許、任法可被勘当云々、亟相返上云々、

（同）五日、癸未、……人々云、乗逢事、大納言残鬱云々、仍、撰政、上藤隨身并前驅七人勘当、但、隨身被下厩政所等云々、又、舍人居飼給檢非違使云々、

（同）十六日、甲午、自今日服薙、或人云、昨日、撰政被欲参法成寺、而二条京極辺、武士群集、伺殿下御出云々、是可搦前驅等之支度云々、仍自殿遣人被見之处、已有其実、仍御出被止了云々、末代之濫吹、言語不及、非哉、生乱世、見聞如此之事、宿業可懺々々、是則乗逢之意趣云々、

（十月）廿一日、丁卯、陰晴不定寒風頻扇、此日、依可有御元服議定、申刻、着束帯、参大内、源中納言雅頼来、会陽明門下、相共経花徳門、南殿御後等、参殿上方、余参御前、暫候之間、或人云、撰政参給之間、

於途中有事飯給了云々、余驚、遣人令見之処、事已実、撰政參給之間、於大炊御門堀河辺、武勇者數多出
來、前驅等悉引落自馬了云々、神心不覺、是非不弁、此間、其說甚多、撰政殿不被參、今日議定延引之由、
光雅來示、上皇御下向之後、可被仰定日云々、人々退出、余退出之次、參撰政御許(閑院策)、資長卿外、
敢無人、以兼光申入、不被逢、則余飯家、凡今日事不能左右、不如道路以目、只恨生五濁之世、悲哉悲哉。
(同) 廿二日、戊辰、晴、今明物忌也、昨日事、巷說種々、但、前驅五人之中、於四人者、被切本鳥了、
又、隨身一人、同前驅五六許、于今在大路、見者所談也、前驅五人(高佐、高範、家輔、通定、六位一人不
知名)、此中、通定一人、不失警云々、猶武勇之家異他歟、如夢如幻、

(同) 廿三日、己巳、物忌也、撰政御許、人々多參入、又造作不被止云々、

(同) 廿四日、庚午、朝小雨、午後晴、長光朝臣來談、今日、撰政被參内、又重盛卿參内、武者甚多云々、
入夜、藏人右衛門權佐光雅送消息云、明日、於院殿上可有僉議、未刻可參、上皇今夕明且之間可入御云々、
依有世間之恐、申可參之由了、哀哉々々。

(同) 廿五日、辛未、……此日、御元服僉議也、依寛治例、去廿一日、於撰政直廬、可有此定、而彼日延
引、(事趣見先日記) 今日、於院殿上、所被議定也(割注、略)、申刻、着束帯參院(割注略)……爰左大臣
示人々云(割注略)、明年正月可有御元服事、日次事(子細同職事仰詞)可被定申(割注略)、一、日次事、
(以下、略)

(嘉元三年正月) 三日、戊寅、……此日有天皇御元服事(御年十一)(以下、略)

七月三日の条によれば、法勝寺(A)御八講初めへの高倉天皇行幸に参列した基房が、「途中」で資盛と出く
わし、基房方の舍人居飼等が恥辱に及んだのが、「乗逢」の事件である。事件の場は具体的にはどこであるのか
分らないが、内裏と基房邸松殿(中御門南、東洞院西。D)と二条大路を東山へ直進した山麓の法勝寺とを結ぶ
線上と見てよい。

十六日の条によると、前日の十五日、基房は法成寺(京極の東、土御門大路から近衛大路まで。B)へ赴こう

とするが、「二条京極辺」(①)に武士等が待ち受けているとのことで、外出を取り止めたという。「乗逢」への意趣晴らしらしいというのである。この記事は、従前、さほど注目されていないが、三日の「乗逢」への平氏による意趣晴らしの企画と思われる事柄が早くも事件の十三日後にあったという点を含めて、いささか注意を要する。武士の群集していたのが「二条京極辺」であったという記述も、重要なのである。

十月二十一日、『玉葉』によれば、高倉天皇の元服議定の為に基房が内裏へ向かう「途中」の「大炊御門堀河辺」(④)において、平氏の武士による報復が行なわれたようである。尤も、この日と翌日の条に、「其説甚多」「巷説種々」とある。「其説」「巷説」には事件の「場」に関する事柄も含まれているはずで、それも「甚多」「種々」であったのであろう。しかし、翌二十二日の条に、隨身一人と前駆五六人が一日経ったにも拘らず「于今在大路」と、実見した者が語ったとあるから、「大炊御門堀河辺」つまり大炊御門大路と堀川小路の交差する辺りを平氏による基房への報復が行なわれた現場と見てよい。少なくとも、兼実の『玉葉』という、史料に見える事件の「場」は、ここである。

基房・兼実の弟である慈円の著述した『愚管抄』にも、「殿下乗合」の一件が記されている。尤も、この書は、日録ではなく、後年、承久の乱に関わって執筆された史論と呼んでよい著述であるわけで、「殿下乗合」に関する第一等の史料ではない。しかも、「殿下乗合」の件は、重盛の死去を記した際にその人物を評する言葉の中で触れられているわけで、「乗合」事件そのものを記すことが第一の目的であったわけでもない。それに、『玉葉』同様、報復を受けた基房の身内の目で見た事件の記述である。そういう点で、割引いて見る必要があるが、『玉葉』同様、「場」に関する歪曲は、考えなくてもよからう。

小松内府重盛、治承三年八月朔日、ウセニケリ。コノ小松内府ハ、イミジク心ウルハシクテ、父入道ガ謀叛心アルトミテ、「トク死ナバヤ」ナド云ト聞ヘシニ、イカニシタリケルニカ、父入道ガ教ニハアラデ、不可思議ノ事ヲ一ツシタリシナリ。子ニテ資盛トテアリシヲバ、基家中納言婿ニシテアリシ。サテ、持明院ノ三

位中將トゾ申シ。ソレガムゲニワカ、リシ時、松殿ノ撰籙臣ニテ御出アリケルニ、忍ビタルアリキヲシテ、アシクイキアヒテ、ウタレテ、車ノ簾切レナドシタル事ノアリシヲ、フカクネタク思テ、関白、嘉応二年十月廿一日、高倉院御元服ノ定ニ参内スル道ニテ、武士等ヲマウケテ、前駆ノ警ヲ切テシナリ。コレニヨリテ御元服定ノビニキ。サル不思議アリシカドモ、世ニ沙汰モナシ。次ノ日ヨリ、又、松殿モ出仕ウチシテアラレケリ。コノフシギ、コノ後ノチノ事ドモノ始ニテアリケルニコソ。

慈円は、基房と資盛の「乗合」の件を、重盛が「フカクネタク思テ」「武士等ヲマウケテ」報復したと記し、それを、重盛の行動の中の「不可思議ノ事」とする。これが慈円が『愚管抄』にこの一件を記した理由の一つであるわけで、「乗合」の事件の場所はおるか日時さえも記述はない。慈円にとつては、『愚管抄』のこの箇所においてそれらを記述する必要がなかったのであろう。さすがに、報復の件の方は事件の日付を示しているが、その場所は、ただ「参内スル道」と記すのみである。こちらも事件の「場」は不明である。

「史実」あるいは「歴史事実」という語は用いない。「殿下乗合」に関して史料に記載されている事実、と呼ぶことにする。それらを洗い出し、その中から、特に「殿下乗合」に関する「場」について見てみた。その結果、以下の事柄が整理できた。

嘉応二年七月三日、高倉天皇の法勝寺(A)御八講行幸に参じる「途中」の殿下基房一行が、平資盛と「路頭」において行き逢った。資盛一行の無礼に怒った基房方が、資盛等に恥辱を加えた。その十余日後の同月十五日、基房は法成寺(B)へ参じようとするが、「二条京極辺」(1)に武士が集り待ち受けると知り、外出を取り止める。平氏による三日の「乗逢」の件の意趣晴らしの企画と判断したことによる。十月二十一日、基房は、高倉天皇の元服議定の為に内裏へ参ずる「途中」、「大炊御門堀河辺」(4)において、多数の武士の狼藉に遭い、参内出来ず、議定は延期となる。但し、詳細については「其説甚多」「巷説種々」であったという。同二十五日に、内裏において高倉天皇の元服僉議があり、議定が行なわれ、翌年正月三日、天皇の元服の諸儀式が滞りなく

行なわれた。

これを以って「史実」とは断定は出来ない。史料に記載されている事実、としか言えない。しかし、これらの史料の記載は、少なくとも「場」に関しては強いて事実を歪曲して記述する必要がないと判断してよいものであり、『平家物語』の「殿下乗合」の記事との共通点と相違点を検討することは、無意味でもあるまい。『平家物語』の方は、「作中場所」として、自由に事件の「場」を設定できる、「物語」なのであるから。

△三▽

史料に記載されている「殿下乗合」の件について、その「場」に関して粗々の整理がついた今、次なる課題は、『平家物語』諸本の間に見られる「殿下乗合」の記事の作中場所の差異の比較検討である。諸本によってその章段名さえ異なるのであるから。

諸本の記事の比較に先き立って、『源平盛衰記』独自の記事について検討しておく必要がある。『源平盛衰記』における「殿下乗合」に相当する記事は、巻第三の「資盛乗合狼藉」「小松大臣教訓入道」「殿下事会」の三章である。ところが、よく知られている事柄なのだが、巻第二に「基盛打殿下御隨身」という章があり、作中時間も作中人物も全く異なっているもの、作中事件の骨子は「殿下乗合」に似る、という事実があるからである。まず、その「源平盛衰記」の「基盛打殿下御隨身」について検討しておく。

去五月廿二日に、殿下参内し給けるに、清盛卿の二男遠江守基盛が車を、門外に立たりけるを、御隨身やりのけよと責けれ共、牛飼童不承引して、悪口しければ、御隨身等、弓を以て打たりける程に、基盛が郎等太刀を抜、御隨身等を取籠て、散々に打伏ければ、陣の内外騒動しけり。是ぞ平家の乱行の初とは聞えし。

がその章の全文である。一見して、基本的には「乗合」であることが分る。「去五月廿二日」というのは、『源平盛衰記』の作中時間で、永暦元年（一一六〇）の五月二十二日を指す。「清盛息女」「日向太郎通良懸頸」の章に続き、「主上上皇除目相違事」の付けたりを挟んで、「二代后、付則天皇后」に話題が転じて行くこの「基盛打殿

「下御隨身」の章は、他の諸本の「殿下乗合」の「乗合」事件と「報復」事件を合せた形で、話題が酷似する。「是ぞ平家の乱行の初とは聞えし」という語り手の評言も、『平家物語』の他の諸本の「殿下乗合」における語り手の評言と共通している。この『源平盛衰記』の「基盛打殿下御隨身」は、叙述規模が小さく、従って話題の転換や展開はなく、また、具体的な場面の提示が基実邸の「門外」という以外にはないことを含めて、「場」と「時」と「人」との絡みあいという作中場面の事件の展開もない。小型「殿下乗合」と言ってもよからう。

今も述べたように、この「基盛打殿下御隨身」は作中場所が基実邸の「門外」以外に展開がない。その点で、「作中場所」という本稿の話題の対象にはならないわけだが、「殿下乗合」の歴史事実との関連の吟味、及び本文の流伝の吟味という点で、無視出来ない。その意味で、早く『参考源平盛衰記』が、この章に関して、歴史事実を勘案して、

按、段首基盛従士。与殿下御隨身相闘一節。平家諸本不載。余亦无所見。此云、去五月云々。因前段見之、蓋永曆元年也。此時殿下者藤基実。然事实無確拠。且拠系図。基盛卒在平治中。然則、永曆非基盛存日。今不強考。

と述べているのは、水戸藩の修史事業の一環としての『参考源平盛衰記』の著作意図とも関わるにせよ、注目される。とにかく、永曆元年当時の「殿下」を藤原基実であると指摘し、『公卿補任』によれば、保元三年八月十一日以後、死亡する永万二年七月二十六日まで藤原基実が関白摂政の任にあり、永曆元年の「殿下」は基実である）、平基盛の卒年が平治年間であるということとを考慮して（『尊卑分脈』は「早世」とする。『史料綜覧』では、基盛は応保二年三月十七日没としているが、そこに示された証拠文献では確認できない）、この一件の「事実無確拠」と言い切っているのであるから。稿者なりに『参考源平盛衰記』の記述を言い換えれば、『源平盛衰記』の「基盛打殿下御隨身」の章は、作中時間を永曆元年とし、当時の摂政藤原基実と、史実としては既に平治年間に死亡している平基盛の二人等を作中人物とし、基実邸の門外という作中場所における、二人の間の抗争という事件を語ったものである。この記事を『源平盛衰記』の作者（達）がここに置いた意図、この章の主題は、「是

ぞ平家の乱行の初とは聞えし」という語り手の評言に示されている、平家の乱行により世が乱れたという考えである。というのも、これに続いて、

去ぬる保元元年に、鳥羽院晏駕の後は、兵革打統、死罪、流刑、解官、停任、常に被行て、海内も不静、世間も不安、就中、永曆庇保の比より、禁裏の近習をば仙洞より被召禁、仙洞の近習をば禁裏より被加刑。主上上皇御父子の御間なれば、何事の御不審かは有べきなれ共、思の外の事共有けるぞ聞えし。是、世及澆醜之俗、人挟梟惡之心故なり。

と、語り手は、保元以後の世の変化についての感想を語るのであるから。この一節は、他の『平家物語』では、近衛天皇后の大皇太后宮多子が二条天皇に請われて入内した件を語る「二代后」の章において、世の乱れを慨嘆する語り手の言葉とされているのである。

『源平盛衰記』の作者(達)が何を根拠にし、何を資料にして、この「基盛打殿下御隨身」の章の記事を執筆したのか、全く不明である。あるいは、作者(達)の全くの仮構による記述であるのかも知れない。ただ、『平家物語』諸本における「殿下乗合」の記事と無関係に執筆されたとは考えられない。「是ぞ平家の乱行の初とは聞えし」という語り手の評言がそれを示している。ちなみに、『源平盛衰記』の「殿下乗合」に相当する巻第三「資盛乗会狼藉」には、『平家物語』の諸本には見られる「平家の乱行の初め」に相当する語り手の言葉はなく、その代りに、語り手は、基房と資盛の「乗合」の一件を語るに先立って、「(平家ノ)運の傾べき符しにや」という前置きを置くのである。

△四▽

『平家物語』諸本のうち、『源平盛衰記』のみは小型「殿下乗合」ともいべき話をも別に語っていること、その記事は史料との離れが大きいこと、を整理した。本稿の話題の作中場所という点では、さほど重要な事柄は指摘できなかったわけだが。そこで、次なる課題である、『平家物語』諸本の「殿下乗合」の記事の検討という段

取りになる。

まず、最初の事件、基房と資盛の「乗合」事件から、作中場所の検討を始めてみる。

いま、『源平盛衰記』の「基盛打殿下御隨身」の章は事実離れ・歴史離れが大きいということを指摘したわけであるが、その『源平盛衰記』の「殿下乗合」、つまり、巻第三の「資盛乗合狼藉」「小松大臣教訓入道」「殿下事会」と続く章段の作中場面の設定は、逆に、本稿第二節において整理した、史料に記載される事実極めて近いところがある。その本文は、後白河法皇熊野参詣を語る「法皇熊野御参詣」「籠那智山」の記事に続いて、

平家の事様御目醒く被思召、院は有御出家けれ共、彼一門は猶思知ざりけるにや、心の儘にぞ振舞ける。其中に、然べき運の傾べき符しにや、同二年七月三日、法勝寺へ御幸ありければ、当時の撰録基房公（号松殿）参給けり。還御の後、殿下三条京極を過給けるに、三条面に女房の車あり、夕陽の影に車の中透て、曇なく見透る。烏帽子著たる者乗たりけり。居飼御厩舎人等、車より下べき由責けるに、聞入らずして、やり過んとしけるを、狼藉也とて、前の簾井に下すだれを切落たりけるに、葛の袴を著たる男あり、車を馳て逃けるを、追懸て散々に打けり。車、六角京極の小家にやり入にけり。件の男は太政入道の孫、越前守資盛也けり。彼人、笛を習はんとて、式部大輔雅盛が家に行たりけるが、帰ける間、参会にけり。

と始まる。作中時間は嘉応二年の「七月三日」、『玉葉』に記載された日と同じである。天皇の「法勝寺」(A)行幸に従駕した基房が、その帰途、「三条京極」(②)を過ぎる。「三条面」において、女房車に乗った男が下車の礼をとらず、やり過ごそうとするので、基房方が恥辱を加える。男、即ち資盛は、その場を逃れ、乗っていた車を「六角京極」(③)の小家に入れる。こういう次第である。法勝寺から内裏あるいは基房邸の中御門南東洞院西(D)への帰途の事件なのであるから、「三条京極」を過ぎた辺が「乗合」事件の場であることは、不自然である。資盛が「六角京極」の小家へ逃れるというのは、東京極大路を小路一筋南へ下ったというわけで、これは自然である。このように、『源平盛衰記』の「乗合」事件の作中場所は、史料に記載された事件の場所に近い所に

設定されているという点で注目されるが、京都の地理として少々無理のある設定であることも注意されてよい。延慶本『平家物語』の叙述は、『源平盛衰記』とは差異がある。卷一本十六「平家殿下ニ恥見セ奉ル事」という章段名の記事であるのだが、前の章「近習之人々平家ヲ嫉妬事」の末尾に「又、平家モ朝家ヲ怨奉ル事モ無テ有ケルホドニ、代ノ乱ケル根元ハ」という前置きが置かれたうえで、章立てが変わり、以下のごとき本文となる。

去嘉応二年十月十六日ニ、小松内大臣重盛公二男新三位中将資盛越前守タリシ時、蓮台野ニ出テ小鷹狩ヲセラレケルニ、小侍二十騎バカリ打ムレテ、ハヒタカ□□アマタスヘサセテ、鶺鴒雀追立テ、終日カリ暮サレケリ。折節雪ハハダレニ降タリ、枯野ノ景色面白カリケレバ、夕日山ノ端ニ傾テ、京極ヲ下リニ被婦ケリ。其時ハ、松殿基房撰禄ニテ御座ケルガ、院御所法住寺殿ヨリ中御門東洞院ノ御所へ還御成ケルニ、六角京極ニテ、殿下ノ御出ニ資盛鼻ツキニ参リ会レタリ。

以下に資盛等の無礼と基房方の応酬との「乗合」が詳しく語られるが、いまは省略する。

延慶本は、資盛の方を先に語る。即ち、内裏の北郊外「蓮台野」(a。現北区紫野蓮台寺辺)に鷹狩りをした資盛一行が、「京極」を南に下ったとする。六波羅(e)への帰途であるから、「京極」は、当然、東京極大路である。一方の基房は、後白河院御所「法住寺殿」(C)から「中御門東洞院」(D)の自邸へ帰る途中とする。「乗合」事件は「六角京極」(③)において起こったという延慶本の設定は無理がない。基房の外出の事情も、資盛の外出の事情も、史料に載るそれとは異なり、『源平盛衰記』の記事とも異なる。注意されてよいのは、基房の外出先も資盛の外出先も、平安京の郊外であったとすること、基房の外出の用件は高倉天皇とは関わりがなく後白河院との関わりであったとすること、「乗合」の事件は平安京の端の「京極」で起こったとすること、以上の三点である。

延慶本の語る「殿下乗合」の作中場所は、長門本においてもほぼ同じである。即ち、

又、平家も朝家を恨たてまつる事もなかりしにて、世のみだれはじめける根元は、去ぬる嘉応二年十月十

六日、小松内大臣重盛公の次男新三位中将資盛、その時は越前守たりし時、蓮台野にいであ、小たかがりをせられけるに、小侍ども二三十騎ばかりうちむれて、はいたかあまたすまさせて、うづら、ひばりおいたてゝ、折しも雪はふりて、かれ野の景気おもしろかりければ、終日狩暮して、夕日山端にかゝりければ、帰られけるに、時のくわんばく松殿もとふさ、あんの御所ほうちう寺殿へまいらせ給て、くわんぎよありけるに、六角京ごくにてまいりあふ。(以下、ほぼ延慶本と同じ)

それを記す本文も、極めて類似している、ということも、申し添えておいてよからう。

南都本の「資盛乗会事 付 平家狼藉」の設定も、延慶本・長門本に近い。直前の章「帝王御出家事」を「平家モ朝家ヲ恨奉ル事モナカリケリ」と結んだ後、次のように語る。

去嘉応元年十月十六日、小松殿ノ次男新三位中将資盛、生年十三ニテ、未越前守ニテマシノシ時、若侍二三騎召具、蓮台野ニ出、小鷹狩ノ遊覧トゾ聞ヘシ。折シモ、薄雪降タリ。枯野ノ気色モ面白カリケレバ、鶉雲雀追立、終日狩暮シ、夕日山ノ端ニ傾キテ、六波羅へ帰ラレケルニ、六角京極ノ程ニテ、時ノ殿下松殿、院ノ御所ヨリ中御門東洞院ノ御宿所へ還御成ケルニ、資盛、鼻突ニ参リ合。

この本では、作中時間が嘉応の「元年」と、諸本に比して一年繰り上っている。直前の章において、後白河院の出家を「嘉応元年七月十六日、一院後白河御出家アリ」と語り始めており、その年であると改作者あるいは書写者が誤解したのかも知れない。作中場所として、資盛の「蓮台野」(a)の小鷹狩りと、そこから「六波羅」(c)への帰還が先ず語られる。事件は「六角京極」(③)、基房が後白河院の「御所」(これは、当然、法住寺殿。C)から「中御門東洞院」(D)の自分の宿所へ帰る途中というわけである。この南都本においても、『源平盛衰記』や延慶本・長門本と同様に、「殿下乗台」の事件は、内裏からは離れた、平安京のはずれの「京極」でのことと設定されているのである。

延慶本・長門本と似る所があるのが、四部合戦状本である。その本文は、

嘉応二年十月十六日、新三位中将資盛(重盛次男)、其比越前守御(生年十二歳)、相具若侍十四五人、自内

野遊返、時撰祿臣（基房、忠通公次男也）松殿、院御所從法住寺殿、中御門東洞院御宿所、成還御、資盛參合六角京極、

というものである。資盛の外出は「野遊」とある。当時の平安京の右京はほとんど「野」に近い状態であったらしいといえ、ここは、やはり文字通りの「野」、即ち平安京の外と見てよい。資盛はその京の郊外からの帰途である。基房の方は、延慶本・長門本同様、「院御所」つまり「法住寺殿」(C) から自邸「中御門東洞院」(D) への帰還の途中である。そうして、「六角京極」(3) が四部合戦状本の「殿下乗合」の作中場所である。物語における事件の舞台は、やはり京のいずれの「京極」である。史料の或るものや『源平盛衰記』・延慶本・長門本などとの四部合戦状本とは、共通する点があるのである。

『源平闘諍録』は、以上の諸異種本とはいささか異なった作中場所になっている。巻第一上の「大政入道清盛悪行始事」とされる章が「殿下乗合」に当たるのだが、それは、

同嘉応二年十月十六日、松殿撰政基房、為有主上（高倉天皇御歳九歳）御元服御定、從中御門東洞院御所、有御参内之程、小松内大臣重盛卿二男新三位中将資盛卿、其時申越前守、被成十三、出蓮台野、為小鷹狩、追立鶉雲雀、終日狩暮、降雪、枯野景氣憐之間、及夕、下大宮大路、還大炊御門大宮、殿下御出鼻付被参合、

という記事である。先ず、基房の事情が語られる。基房は、高倉天皇の元服議定の為に「中御門東洞院」(D) の自邸から内裏へ参内の途次とある。平安京の内側で内裏へ向かうのである。資盛の「蓮台野」(a) での小鷹狩りという外出の事情は、延慶本・長門本・南部本等と同じであるが、帰還の経路が、「大宮大路」を下りに、つまり内裏のすぐ東の通りを南向きに進んだ点が異なる。「乗合」事件は「大炊御門大宮」(6) 即ち大炊御門大路と大宮大路の交差点で起こったというのである。そこは「内裏」のすぐ側である。

『源平闘諍録』が語る「乗合」事件の作中場所は、これまで見た『平家物語』諸本とは異なるところが大きい。それは、特に、基房の外出の事情が高倉天皇の元服議定の為の参内と設定されたことに関わっていると見て

誤りはあるまい。実は、今見た『源平闘諍録』の「乗合」事件の作中場面の設定は、『平家物語』諸本中のいわゆる「語り本」諸本にかなり似る作中場所の設定なのである。これまで本稿においては指摘をさし控えてきたが、「殿下乗合」の「乗合」の作中場所の設定は、大別すると、『源平盛衰記』・延慶本・長門本・四部合戦状本・南都本のいわゆる「読み本」諸本と、これに対立する諸本であるいわゆる「語り本」とでは、大異がある。そうして、『源平闘諍録』は、「読み本」に総括されているが、ここでは、「語り本」に近い設定になっているわけである。

それでは、いわゆる「語り本」諸伝本の「乗合」事件の作中場所はどうか設定されているのか。まず、屋代本の本文は、以下のとおりである。

平家モ強ニ朝家ヲ可奉恨事モ無リシニ、世ノ乱レソメケル始ハ、嘉応二年十月十六日、小松殿次男新三位中将資盛、未越前守トテ十三ニ成ラレケルガ、若侍二三十騎召具シテ、雪ハ葉垂ニ降タリケリ、枯野ノ気色面白カリケルニ、紫野ヤ右近馬場ノ辺ニ打出テ、鶉雲雀追立テ、終日ニ狩暮ス。薄暮ニ及テ、六波羅ヘ被帰ケルニ、其時ノ殿下松殿、中ノ御門東洞院ノ御所ヨリ御参内有。郁芳門ヨリ入御成ルベキニテ、東洞院ヲ南ヘ、大炊御門ヲ西ヘ出御ナル。資盛朝臣、大炊御門堀河ニテ、殿下ノ御出ニ鼻突ニ参合フ。

資盛の狩りは「紫野」(b)。現北区紫野)や「右近馬場」(c。右近衛府の馬場。大内裏の北西角の一条大路を隔てた向い。現上京区北野神社の東南)。資盛はそこから「六波羅」(e)へ帰るのである。基房は、用件は語られていないが、「中御門東洞院」(D)の自邸から参内するのである。それも、内裏の「郁芳門」を入門するというので、先ず自邸の面する「東洞院大路」を南へ下り、郁芳門へ直進する「大炊御門大路」を右折して西へ向う。その途中の堀川小路との交差点「大炊御門堀河」(④)で基房と資盛の「乗合」事件となるのである。これまで見た『平家物語』諸本と資盛の狩り場に相違がある点(蓮台野)がこの本では狩り場に含まれない。但し、蓮台野はこの本にある「紫野」の南西端に当る)も注意されるが、基房の参内が「郁芳門」入門を予定していたという記述は、これまで見た諸本の記述にはないところであるわけで、特に注目されてよい。なお、「乗合」事

件を「大炊御門堀河」でのこととするのは、以上の諸事情を勘案すると、これはこれで、平安京の地理として、極めて自然な作中場所の設定といえるのである。

屋代本と「乗合」事件の作中場所がほとんど重なるのが鎌倉本・竹柏園本・平松家本である。平松家本が漢文表記であるなど、その本文に小異はあるが、鎌倉本で代表させると、

平家モ強ニ朝家ヲ可恨申支モ無リシ程ニ、代乱初ケル始ハ、去嘉応二年十月十六日、小松殿ノ次男新三位中将資盛、未越前守トテ、十三ニ被成ケルガ、若侍二十騎召具シ、鶴隼居ヘサセ、雪ハ葉垂ニ降タリケリ、枯野ノ気色モ面白カリケレバ、紫野ヤ右近馬場辺ニ打出テ、鶴雲雀追立々々、終日ニ狩暮ス。薄暮ニ及テ、六波羅ヘ被飯ケルニ、其時ノ殿下松殿、中御門東洞院ノ御所ヨリ御参内、郁芳門ヨリ入御可有ニテ、東ノ洞院ヲ南ヘ、大炊御門ヲ西ヘ御出ナル。資盛朝臣、大炊御門堀川ニテ、殿下ノ御出ニ鼻突ニ参合。

「紫野」「右近馬場」に鷹狩りをした資盛は「六波羅」へ戻る。基房は「中御門東洞院」から「郁芳門」へ向かうべく、「東洞院」を南へ、「大炊御門」を西へ進む。「大炊御門堀川」(④)が「乗合」の場面である。これは、全く屋代本と同じなのである。

寛一本の本文は、屋代本に似るが、作中場所に限っても、小異がある。即ち、

平家も、又、別して朝家を恨奉る事もなかりしほどに、世のみだれそめける根本は、去じ嘉応二年十月十六日、小松殿の次男新三位中将資盛卿、其時はまだ越前守として、十三になられるが、雪ははだれにふったりけり、枯野のけしき誠に面白かりければ、わかき侍ども卅騎斗めし具して、蓮台野や紫野、右近馬場に打出て、鷹どもあまたすへさせ、鶴雲雀をおつたて、終日かり暮し、薄暮に及て、六波羅へこそ帰られけり。其時の御摂祿は、松殿にてまし、けるが、中御門東洞院の御所より御参内ありけり。郁芳門より入御あるべきにて、東洞院を南へ、大炊御門を西へ御出なる。資盛朝臣、大炊御門猪熊にて、殿下の御出にはなづきにまいりあふ。

資盛は「蓮台野」「紫野」「右近馬場」での鷹狩りから「六波羅」へ帰る。基房は「中御門東洞院」の自邸から内

裏へ参内する。用件は語られない。「郁芳門」から入門するため、「東洞院大路」を南へ、「大炊御門大路」を西へ向う。ここまでは屋代本等と同じであるが、「乗合」の場が「大炊御門猪熊」(⑤)である点が異なる。屋代本等の「大炊御門堀河」(④)に比して一小路「内裏寄り」の交差点での事件であることになっている。些細な差異ではあるが、注意されてよい。なお、この覚一本に見られる「乗合」の作中場所は百二十句本・葉子十行本・高野本・流布本等とはほとんど同じ設定になっている。

八坂本の本文も、屋代本等や覚一本等と共通する点が多いが、少々の相違点がある。

平家も又、別して朝家をうらみ奉る事もなかりけるに、世の乱れそめける根本は、小松殿の次男新三位中将資盛の、いまだ其比越前守として、生年十三になられける、いんじ嘉応二年十月十六日に、雪ははだれにふりたりけり、枯野のけしきの面白さに、わかき侍二三十騎召ぐして、鷹共あまた居させつゝ、右近の馬場、紫野、北野の辺に打出て、鶉雲雀追立々々、終日に狩暮し、薄暮に及び、大宮の大路より小路ぎりに、六波羅へこそ帰られけれ。其時の撰録松殿、中御門東洞院の御宿所を御出あつて、郁芳門より入御なるべきにて、東洞院をくだりに、大炊の御門をにしへ、御出なる。堀川猪熊の辺にて、資盛、殿下の御出に鼻つきに参りあふ。

資盛の鷹狩りの場に、「右近の馬場」「紫野」の他に「北野」(d。現上京区馬喰町。右近馬場の北東)が加わる。資盛は、そこから「六波羅」へ、「大宮大路」を「小路ぎりに」、つまり小路は止まりもせず横切つて帰るのである。基房は、用件は記されないが、「中御門東洞院」の自邸から内裏へ向う。「郁芳門」から入門すべく、「東洞院大路」を南下し、「大炊御門大路」を右折して西へ進む。「乗合」の事件は大炊御門大路の「堀川猪熊の辺」(④⑤)で起こるのである。基房一行から言えば、堀川小路を過ぎて猪熊小路に至る間の出来事というわけである。大宮大路を下つて来たはずの資盛等は、大炊御門大路を東に左折した、と八坂本は読まざるを得ない。「小路ぎりに」というのは、あるいは「小路は無視して」の意で、資盛たちは大宮大路から外れ大路と小路で囲まれた区画を斜めに横切つて「堀川猪熊」まで来た、と八坂本の作者(達)は表現しなかったのかも知れない。

中院本は、八坂本に近い場所を「乗合」の作中場所とする。この本は「平家も又、てうかをうらみたてまつる事もなかりけり」という文で「後白川院御出家事」の章を閉じ、「すけもりてんがのぎよしゆつにさんくわいの事」の章段名で「殿下乗合」を語るのだが、

そもく世のみだれそめけるこんばんは、小松殿の二なん、新三位の中将すけもりの、いまだ多ちせんのみとて、十三になられけるが、さんぬる嘉応三年十月十六日、雪はだれにふりて、かれのけしきのおもしろかりければ、はいだかはやぶさすゑさせて、さぶらい二三十きめしぐして、うこんのぼど、むらさきの、北野へんにうちいでよ、うづらひばりをいたてよ、ひねもすにかりくらし、はくぼにをよんで、大宮のおほぢより、こうぢぎりに、六はらへこそかへられけれ。其時のせうろく松殿、中の御かどの御宿所より御さんだいあり。いうはうもんよりじゆぎよあるべきにて、東のとう院をくだりに、おほいの御かどを西へ御しゆつなる。すけもり、ほりかはのゐのくまのへんにて、はなつきにまいりあふ。

とある。作中時間を「嘉応三年」とするが、続く「しゆしやう御げんぶくの事」の章に「去程に年くれて、嘉応も三年になりけり」とあるから、「三年」は「二年」の誤謬である。作中場所が八坂本と相違するのは、基房邸を「中の御かどの御宿所」とする点（これは「東洞院」を省略しただけかと思われる）と、平行する堀川小路と猪熊小路であるからあり得ないはずの「ほりかはのゐのくまのへん」とする点とのみである。この本の「東洞院」の省略と「の」の衍とであり、それを正せば、さほど問題はないと言ってもよい。

両足院本の「殿下乗逢事」の章における「乗合」事件の作中場所も、基本的には屋代本や寛一本等と同じであるが、京都の地理として、一つ、大きな不審がある。その本文は、

平家モ、又別テ朝家恨奉事モナカリシニ、世ノ乱初メイン根本ハ、嘉応二年十月十六日、小松殿ノ次男、新三位中将資盛、其時ハ未越前守トテ、生年十三ニ成レケルガ、雪ハ斑ニ降タリケリ、枯野ノ気色実ニ面白カリケレバ、若キ侍共二三十騎召具メ、蓮台野ヤ紫野、右近馬場ニ打出テ、鷹共数スエサセ、鶺鴒雀追立々々、終日ニ狩暮シ、薄暮ニ及テ、六波羅ヘゾ被飯鬼。其時ノ接祿ハ松殿ニテ坐ケリ。中ノ御門ノ御所ヨリ御

参内、都芳門ヨリ入御有ベシトテ、東洞院ヲ南へ、大炊御門ヲ西へ、御出ナル。去程ニ、資盛朝臣、二条猪熊辺ニテ、殿下ノ御出ニ鼻撞ニ参合フ。

というもの。資盛の「蓮台野」「紫野」「右近馬場」での鷹狩り、基房の「中ノ御門」の御所、「東洞院ヲ南へ、大炊御門ヲ西へ」の参内、これらは寛一本等と同一である。小異は、基房の宿所の「東洞院」を脱する点。これは中院本と同じである。「都芳門」は「都芳門」の誤写と見てよい。以上は目くじらをたてる程ではないが、「乗合」の場を「二条猪熊辺」(⑦)とするのは、誤謬である。大炊御門大路を西へ都芳門へ直進する基房一行が一筋南の大路である二条大路の「猪熊辺」を通るはずがない。資盛等がいずれかの大路小路を南下したとしても、二条大路まで下れば、大炊御門大路は横切ってしまった後である。両足院本の改作者(達)は、誤解をしたか、平安京の地理に疎かったのであろう。

いわゆる「語り本」の『平家物語』諸本の「殿下乗合」の記述は、おおむね同じ本文である。全伝本を調査したわけではないが、そう言ってよい。しかし、いま見たように、その作中場所は、伝本によって微妙な差異がある。資盛の鷹狩りの場所にしても、資盛の六波羅への帰宅の経路にしても差異がある。問題の「乗合」事件の起こった場所も、「大炊御門堀川」「大炊御門猪熊」二大炊御門堀川猪熊辺」と、同じ大路とはいえ、差異がある。中には「二条猪熊」とする伝本もある。大別して幾つかの群に分類することは出来るが、全伝本の調査ではないこともあり、言及しない。ただ、先に『源平闘諍録』の「殿下乗合」の作中場所の設定が「語り本」諸本のそれとおおむね共通すると指摘したが、そうしてそれに間違いないが、『源平闘諍録』と全く同じ作中場所を設定する「語り本」はないということもはっきりした。これは、『源平闘諍録』が、いわゆる「読み本」とされていながら、四箇所、琵琶語りの「三重」という「語り本」の節付けを持つだけに、重要なことなのである。

『源平盛衰記』・延慶本・長門本・南都本・四部合戦状本等のいわゆる「読み本」と、ここでは『源平闘諍録』をも合せて、いわゆる「語り本」との間の、「乗合」事件の作中場所の差異に関しては、史料が記すところとの関連も合せて、後程整理を試みるが、いわゆる「読み本」が平安京の外れの「京極」を「乗合」事件の場とする

のに対して、いわゆる「語り本」は、京内、それも内裏にごく近い「大炊御門堀川」「大炊御門猪熊」あたりを「乗合」事件の場と設定する、この差異だけは、ここで指摘しておいてもよいと思う。

△五△

流布本等の「殿下乗合」の章、また、諸本のこれに相当する記事には、「乗合」の一件の後、清盛邸を作中場所とし、清盛やその腹心の武士らを登場人物として、清盛の激怒と報復の命令の件が語られるが、ここでは触れない。ただ、その場面で、「二十一日」に基房の外出が予定されているとの清盛の言葉がある。それが報復事件の作中時間を示すもので、多くの伝本がそういう語り方をしていて、ということだけ、ここで指摘しておく。

史料に記されている嘉応二年十月二十一日の平氏による基房への「報復」の場は、先に見たとおり、『百練抄』は基房の参内の間の「路頭」とし、『愚管抄』は「参内スル道」とする。『玉葉』は、「或人云」として、基房が参内する途中の「大炊御門堀河辺」(④)とする。尤も、「其説甚多」「巷説種々」と記されており、それが実情であったろう。物語である『平家物語』諸本が平氏の報復事件の作中場所と設定する「場」も、「其説甚多」とまでは行かないが、「種々」ではある。先ず、『源平盛衰記』には、

関白殿これ(平氏ノ報復計画)をば争可知召なれば、大内の御直盛へと思食て、常の御出仕よりも花やかに、前駈御隨身殊に引繕せ給て、中御門東洞院の御宿所より、大炊御門を西へ御出なる。堀河猪熊の辺にて、兵具したる者三十騎計走出て、前駈等を搦捕けり。

とある。「中御門東洞院」(D)の自邸を出た基房は、東洞院大路を南下して大炊御門大路を右折し、西進する。その大炊御門大路と堀河小路・猪熊小路の交差する辺り(④⑤)で平氏の報復を受ける、これが『源平盛衰記』の語る作中場所である。

平氏の報復事件の場をこの「大炊御門大路」とする伝本は、他に、『源平闘諍録』と四部合戦状本とがある。その両本の記述は、本文は少々異なるが、以下のとおりである。

闘靜録 爰殿下、召車、從中御門東洞院御所、被參入直廬之處、於大炊御門猪熊辺、六十余騎軍兵等、奉待懸殿下御出。殿下努々不思食此事、自打任御出、引理御坐無何心成御出。

四部本 同廿一日、可有主上御元服加冠拜官御定、殿下、自中御門東洞院御宿所、參大内御直衣庁、大炊御門猪熊辺、武士太多奉待儲、前駈御隨身共皆自馬引落有散々事。

基房が「中御門東洞院」(D)の自邸を出て「大炊御門猪熊辺」(⑤)で事に遭うとするのは、大路を一つ南下したことを省略しているわけで、「源平盛衰記」と同じである。「源平盛衰記」と異なるのは、「源平盛衰記」が「堀河猪熊の辺」(④⑤)とするのに対して、「猪熊辺」(⑤)とする点のみである。「源平盛衰記」「源平闘靜録」や四部合戦本が平氏の報復の場を「大炊御門大路」とするのは、それが「堀河猪熊辺」であれ「猪熊辺」であれ、「玉葉」に記されている「大炊御門堀川辺」(④)とはほぼ重なるという事実も重要である。なぜなら、他のほとんどの伝本は、「大炊御門大路」ではなくて「中御門大路」が報復の「場」なのであるから、この事実は注意されてよい。延慶本は、

其日ニ成テ、中御門猪熊辺ニテ、六十余騎ノ軍兵ヲ率シテ、殿下ノ御出ヲ待懸タリ。殿下ハ、カ、ル事有トモ不知食、主上ノ明年ノ御元服ノ加冠拜官ノ為ニ、今日ヨリ大内ノ御直廬ニ七日候ハセ御座ベキニテ有ケレバ、常ノ御出仕ヨリモ引ツクロハセ給テ、今度ハ待賢門ヨリ入内アルベキニテ、何心モナク中御門ヲ西へ御出ナリケルニ、猪熊堀河ノ辺ニテ、六十余騎ノ軍兵待請進セテ、射殺シ切殺サネドモ、散々ニ懸散シテ、とする。基房は「直廬(宿泊所)」に参るべく、「待賢門」から内裏に入ろうと、自邸から真西に「中御門大路」を進む。平氏の「軍兵」はその中御門大路の「猪熊辺」(④)で待ち受けていたが、「猪熊堀河ノ辺」(④⑧)で報復事件が起こる、というのである。この延慶本の記述は、長門本においてもほとんど同文で、作中場所も同一である。即ち、

其日になりて、中御門のくまのへんに、六十よきのぐんびやうをそろへて、殿下の御出を待かけたり。殿下は、かゝる事あり共しろしめさずして、主上明年の御げんぶくの加冠拜官のさだめのために、今日より大

内の御直廬に七日候はせはおしますべきにてありければ、つねの御出よりも引つくるはせ給て、今度はたいけん門より入せおはしますべきにて、何心なく中御門をにしへ御出なりけるを、いのくまほりかはの辺にて、六十余騎のぐんびやう待うけまいらせて、いころしきりころさねども、散々にかけちらして、うちおとしはりおとす。

とある。南都本は、報復場所とする「中御門猪熊堀河」は延慶本や長門本と重なるが、その本文は、

同廿一日、主上御元服ノ定有ベシトテ、殿下、御参内有ケルヲ、中御門堀河猪熊ノ辺ニテ、武士現甲三十騎バカリ、今ヤノト待懸奉ル。殿下ハ、此事夢ニモ知食ズ、常ノ御出ヨリモキラノシクヒキツクロハレテ、待賢門ヨリ入御有ベキニテ、中御門ヲ西へ御出ナル。兵共、前後ヨリ時ヲバツトツクリカケ、前駆ヤ御隨身ガ花ヤカニ装束ゾヒタルヲ、皆馬ヨリ取テ引落ス。

と、かなり相違している。実は、これは、後に示すように、いわゆる「語り本」に近い記述なのである。屋代本は、報復事件の作中場所に、延慶本・長門本と小異がある。即ち、

殿下ハ、此ノ事夢ニモ不被知召、主上御元服ノ御加冠ノ御為ニ、暫ク御朝祿（直廬）ニ渡セ給ベキニテ、常ノ御出ヨリモ引刷ハセ給テ、今度ハ待賢門ヨリ入御可成ニテ、中御門ヲ西へ御出アル。兵共中御門堀川ニテ奉待請、中ニ取籠、前後ヨリ時ヲ作ル。

という記述である。待ち受けた場所も報復の場所も「中御門堀川」(⑧)なのである。これは、平松家本・鎌倉本・竹柏園本も、基本的には屋代本と同じである。即ち、

平松本 殿下、此事夢不知食、主上御元服加冠拜官間、暫御直廬渡給可、常御出引繕給、今度待賢門入御可成、中御門西御出成、兵共、中御門堀川、殿下待受奉、前後時造、

鎌倉本 殿下ハ、此夢夢ニモ不知食、主上御元服加冠拜官ノ間、暫御直廬ニ渡セ給ベキニテ、常ノ御出ヨリモ引ツクロハセ給テ、今度ハ待賢門ヨリ入御成ベキニテ、中御門ヨリ西へ御出成。兵共、中御門堀川ニテ殿下ヲ待受奉リ、前後ヨリ時ヲ造、

竹柏園 殿下、此事夢ニモ不知食、主上御元服加冠拜官之間、暫御朝祿ニテ渡ラセ可給ニテ、常ノ御出ヨリ引敷ハセ給ヒテ、今度ハ待賢門ヨリ可成入御ニテ、中御門ヨリ西へ御出有、兵共、中御門堀川ニテ、殿下ヲ待請奉リ、前後ヨリ吐氣ヲ造、

とあり、表記に差異はあるが、ほとんど同文である。当然、「乗合」の報復の行われた作中場所も、「中御門堀川」(⑧)と、全く同じ場所に設定されているわけである。

覚一本の記述も、今見た屋代本や平松本・鎌倉本・竹柏園本等とはほぼ同じであるが、作中場所に関して、一箇所、小さな相違がある。その覚一本の本文は、

殿下、是を夢にもしろしめさず、主上明年御元服、御加冠拜官の御さだめの為に、御直廬に暫く御座あるべきにて、常の御出よりもひきつくりはせ給ひ、今度は待賢門より入御あるべきにて、中御門を西へ御出なる。猪熊堀河のへんに、六波羅の兵ども、ひた甲三百余騎待うけ奉り、殿下をなかにとり籠まいらせて、前後より一度に、時をどつとぞつくりける。

というもの。作中場所の点で、「直廬」「待賢門」「中御門を西へ」などは屋代本等と同じであるが、報復の場所そのものが、「猪熊堀河のへん」(⑨⑧)と、巾をもたせてある点が異なる。中御門大路の「猪熊堀河辺」とするのは、むしろ延慶本や長門本と重なるのである。尤も、その本文は延慶本・長門本よりも屋代本等の方に近似するのではあるが。なお、高野本・百二十句本・葉子十行本・流布本の本文は、細部に至るまで覚一本に近い。

八坂本も、本文は他の「語り本」に近いが、事件の場を「堀川猪熊」とする。

殿下は、此事夢にもしろしめされず、主上御元服御定、御加冠拜官の御為に、けふより御直廬に渡らせ給ふべきにて、常の御出よりはひきつくりはせ給ひて、前駆御隨身共に至るまで花やかにこそ出立たれ。今度は待賢門より入御なるべきにて、中の御門を西へ御出なる。堀川猪熊の辺にて、兵共、殿下の御出を待得奉り、御車の前後左右にて、時をどつとぞ作りける。

ただ、「猪熊堀川」の順では語らず「堀川猪熊」という順で語る点が違う。これまで見た伝本の中にも「堀川猪

熊」の順で語る『源平盛衰記』（但、大炊御門大路）や南都本があるが、それらはいわゆる「読み本」である。「語り本」諸本は「猪熊堀川」の順とするのである。目くじらを立てる程ではないのかも知れないが、猪熊小路の方が堀川小路より一通り内裏寄りの小路である。内裏から見ると「猪熊堀川」が手前からの順になり、内裏へ向う者から見ると「堀川猪熊」が進行の順になる。この呼び方の相違は、無視出来ない。

尤も、中院本も「堀川猪熊」の順で語る。それも、二度にわたって。その本文は、

（清盛ノ命令ヲ）うけたまはりて、むねとのさぶらいには、いせのかみかげつなをはじめとして、つがうそのせい三百よき、中御門ほりかはゐのくまのへんにて、殿下の御しゆつを、いまや／＼とまちかけたてまつる。てんがは此事ゆめにもおぼしめしよらせ給ず、日ごろの御さんけいよりもひきつくりいて、主上御げんぶくの御かくわんために、けふより御ちよくろにしばらくはたらせ給べきにて、御さんだいありけり。たいけんもんよりじゆぎよあるべきにて、中御門をにしへ御しゆつあり。ほりかはゐのくまのへんにて、つはもの共、殿下の御出をまちうけ奉りて、御車のぜんごより、時をどとぞつくりける。

である。この本文も、基本的には「語り本」諸本と同じ本文である。ただ、平氏方が待ち受けたのも、報復が行われたのも、「中御門堀川猪熊の辺」とするわけである。

両足院本が「乗合」事件の作中場所を「二条猪熊辺」とすることに、先に誤謬と判定したが、「報復」の場に関しても、両足院本は他の伝本とは少々違っている。

殿下はヲ夢ニモ知シ召レズ、主上明年御元服御加官拜官ノ為ニ、暫ク直盛ニ御座有ベキニテ、今度ハ待賢門ヨリ入御入御有ベシトテ、東ノ洞院御所ヨリ御参内有ケリ。去程ニ、六波羅ノ兵共皆甲三百余騎、二条堀河辺ニテ待請奉リ、殿下ヲ中ニ取籠進テ、時ヲドツツ作ケル。

基房邸を「東洞院御所」とし「中御門西」を脱したことも誤謬の原因の一つかも知れないが、「待賢門ヨリ入御有ベシ」というのであれば、基房邸から中御門大路を真直ぐ西に向うように設定すればよいはずである。しかるに、両足院本の本文では、基房一行は、二条大路まで南下して、そこから西に向ったことになる。そうして、

「二条堀河」(10)、つまり、その二条大路と堀川小路の交差する辺りで、平氏の兵たちが待受けていた、とするのである。二条大路に固執するこの本は、仮構を含む「物語」であるとはいへ、いささか不審という他はない。兩足院本の改作者は、平安京の地理に疎かったのであろうか。

『平家物語』諸本における平氏の報復事件の作中場所を検討してみた。主要な異種本はおおむね検討したが、全ての伝本を調査したわけではない。その限界を認識したうえで、敢えて大別してみると、「大炊御門大路」の「堀川猪熊辺」(4)(5)、『源平盛衰記』『源平闘諍録』・四部合戦状本)、「中御門大路」の「猪熊堀川辺」(9)(8)、延慶本・長門本・寛一本・高野本・百二十句本・葉子十行本・流布本)、「中御門大路」の「堀川猪熊辺」(8)(9)、八坂本・中院本)、「中御門大路」の「堀川辺」(8)、屋代本・鎌倉本・竹柏園本)それに、誤謬があるが「二条堀川辺」(10、兩足院本)という差異があることになる。

「大炊御門大路」での報復とする伝本は、いわゆる「読み本」とされる伝本の中の本に限られることは注目される。いわゆる「読み本」の伝本の中でも『源平盛衰記』・延慶本・長門本・南都本は「中御門大路」における報復とするが、『源平闘諍録』と四部合戦状本とは「大炊御門大路」とするのである。『玉葉』に「大炊御門」の「堀河辺」とあったことと符合する。一方、いわゆる「語り本」は、全て、「中御門大路」としている。

この件と関わるのだが、基房が「待賢門」から内裏に入る予定であると語る伝本のみが——それらの本の多くは「乗合」事件の際は「郁芳門」から入門予定と語っている——、「中御門大路」における報復事件と語るのである。「大炊御門大路」は郁芳門に至る大路であって、待賢門に至る大路は「中御門大路」である。基房の邸宅が中御門南東洞院西であるから、西へ向けて内裏へ直進したと語るのではなく、基房が「待賢門」から入門しようとするというのは、「乗合」事件の日を目指した「郁芳門」よりも「今度は」更に「内裏」の中心に近い門から入門しようとした、と語ることになるわけである。「郁芳門」から「待賢門」へ入門する門を変えるのも、改作者の「内裏へ」の方向なのである。

平氏の報復事件の作中場所が、歴史事実との関連において『平家物語』の中に設定されたであろうことは想像に難くないが、それだけでなく、「乗合」事件の設定との関連においてその報復の場が設定された、と見るべきである。勿論、それらは、この事件を作者（達）や改作者（達）が取り上げ、受け継ぎ続けた意図、あるいは、この一連の記事もしくは「殿下乗合」の章の主題、といった問題と関わっているはずである。それらについては次節において考えることにし、ここでは、「乗合」事件と「報復」事件とを連動させて「殿下乗合」の事件が『平家物語』において語られている、ということを確認しておく。

△六△

「殿下乗合」事件は、史料には平安京の特定の地名で記されず、単に「於路頭」と記され、あるいは、外出の「於途中」と記されただけの事件である。しかも、一方の当事者摂政藤原基房は法勝寺への途次と記され、もう一方の当事者平資盛は「女車」に乗ってのあるいは「忍ビタルアリキ」と史料に記される外出であった。しかるに、『平家物語』においては、この事件は、平安京の内外のある特定の場での出来事と明示されて語られることとなった。基房の外出を、史料の記載と同じ高倉天皇法勝寺行幸の従駕の帰途とする本、あるいは、後白河法皇御所法住寺殿からの帰途とする本、というふうに平安京の外への外出とする伝本があり、一方、それとは違って、内裏への参内の途中とする伝本がある。『平家物語』諸本の中に、平安京の郊外へとする本と京の内へ（それも都心の内裏へ）とする本との相違があるわけである。いま一人の当事者資盛の外出は、「三条面」とする伝本や具体的には地名を示さず単に「野遊」とする伝本もあるが、ほとんどの本は京の北郊外への狩りとする。その狩り場は、蓮台野とする本、紫野・右近馬場とする本、その三箇所とする本、北野を加える本、と様々であるが、それら内裏の北郊外から東京極の五条六条の東郊外の六波羅へ資盛は帰る、とするのである。その帰路も、平安京の外れの京極を下りにとする本がある一方、内裏に面した大宮大路を下るとする伝本もある。基房の外出と資盛の帰途が諸本の間で以上のごとき差異があるわけであるから、「乗合」事件の場も、当然のことながら、

諸本の間に相違がある。三条京極・六角京極と、内裏を離れた東京極とする本から、大炊御門大路の堀川や猪熊と、内裏近くのこととする本まで種々である。中には、同大路の大宮と、内裏に面した大路を「乗合」の場とする本さえある。内部矛盾があつて誤謬が明らかであるとはいへ、二条猪熊での事件とする伝本もある。

以上のように、「殿下乗合」の話の作中場所として設定された「乗合」の場は、諸本によつて異なるが、おおむね、いわゆる「読み本」は内裏を離れた京極が場とされ、いわゆる「語り本」では内裏に近い所が場に設定されている。「京極」から「内裏」へ、これが「殿下乗合」の「乗合」事件を語る『平家物語』の本文流伝の方向であつた、こう見るのである。『玉葉』の嘉応二年七月十六日の条に記された、前日の「二条京極辺、武士群集」とある件と重ねてみると、史料から「読み本」へ、そして「語り本」へと、平安京の外れから平安京の都心部へ、「乗合」事件の場が語り変えられた、という型が指摘出来るのである。尤も、これはあくまでも差異の「型」であり、改作の順は意味しないが。

平氏の「報復」の場所についても、同じことが言える。「路頭」「参内スル道」と漠然と場を示すだけの史料があり、「大炊御門堀河辺」とする史料もある報復の場であるが、『平家物語』においては、作中場所として、特定の場を設定する。史料の記述に近い「大炊御門猪熊辺」とする伝本、「中御門猪熊」で待ち受け「中御門堀川辺」で報復したと語る伝本、「中御門猪熊辺」で報復したとする伝本、誤謬を犯して「二条堀川辺」で待ち受けて報復したとする伝本、と様々である。注目されるのは、中御門大路における報復を語る伝本のほとんどが、基房は、「今度は」さきの「乗合」の事件の日とはちがって内裏での「直廬」の為に前回の郁芳門よりも更に内裏の中心に近い「待賢門」から入門しようとする、と語る点である。「大炊御門大路」での報復とする諸本にはかような記述がないところを見ても、ここにも「内裏へ」という方向の本文流伝が認められるのである。

数多い『平家物語』諸本の中のごく一部の伝本を比較しただけであるから、これが「殿下乗合」事件を語る本文の流伝の方向の全てであると言つてもいい。例外も多々あるうことは、本稿の調査対象の伝本の中においても両足院本が例外的な記述をする伝本であつたことで、見当がつく。ただ、例外はあつても、大筋において、

稿者が指摘した、「殿下乗合」の話の作中場所が内裏を離れたところから「内裏へ」と変えられていった、という方向を極端に外れる異種本や伝本は、余り多くはあるまいと思う。

どの伝本が『平家物語』の原作の本文に近く、諸伝本がどのような経路で改作を経てきたのか、諸説はあるが確實なところは分らない研究の現状であるから、いま指摘した事実を、物語の諸異種本の形成・変容の流れとの関連において説明することは、出来ない。しかし、「殿下乗合」事件の場を平安京の外れの「京極」と設定する本文・記事から内裏にごく近い所に設定する本文・記事へと物語が変容した、という、「内裏への途」を辿る『平家物語』の変容の流れをとらえてもよいのではないか、稿者はそう考えるのである。

『平家物語』の「殿下乗合」の作中場所の本文流伝には、「内裏」を離れた所から「内裏」へ、という改作者（達）の意識が与っていた。史料の記載をおそらく参照したであろう一番最初に「乗合」の「京極」という作中場所を設定して報復がある都内の場に設定した原作者（達）からして、この方向を指向していたと見てよい。なぜなら、史料が「其説甚多」「巷説種々」と述べただけのところを、「京極」であれ某所であれ、とにかく平安京のある「場」を特定して、物語の作中場所として設定したのであるから。

この、『平家物語』諸本の間に見られる「乗合」事件と「報復」事件の「場」に関する「内裏へ」という方向は、ひとり「作中場所」に限った事柄ではない。作中時間や作中人物の設定をあわせて、作中場面における作中事実全体の面において、同様のことが指摘できる。詳述する紙幅はないが、その粗々を述べておきたい。

『百練抄』『玉葉』に見えるように、史料の記す「乗合」事件は、嘉応二年七月三日、「法勝寺御八講初」に基房が参じた途中の出来事である。高倉天皇の行幸とはいえ、「内裏」とはさほど関係なく、仏事に関する行事の際に起こった事件だったのである。それが、『平家物語』諸本では、『源平盛衰記』はその史料の記述と同じく七月三日の高倉天皇の法勝寺行幸の「還御」の後の事件とするが、他は、史料の記載とはかなり趣きを異にする。まず、基房が後白河院御所法住寺殿から帰宅する際の出来事とする伝本がある。「内裏」あるいは天皇と離

れたところに事件の事情があったとするわけである。一方、基房の「内裏へ」の参内の途次とする伝本がある。それらは、撰政として「内裏」に関する用件あるいは政務むきの用件で基房が外出した途中の出来事とするのである。このように基房の外出の用件を「内裏」に関する事柄に設定すれば、作中時間も、史実として知られる翌年嘉応三年正月三日の高倉天皇元服という「内裏」の大きな儀礼と余り離れない時間に設定する必要がある。『玉葉』によれば、七月十五日に「乗逢」に対する平氏の「意趣」晴らしらしい動きがあったようだが、作中場面の事情を「内裏」むきの用件、特に天皇元服との関連と設定する限り、七月では時期が早すぎる。ここはやはり報復事件のあった十月とせざるを得まい。案外、七月十五日の一件を知る作者（達）が、その日の事件を記す『玉葉』の「十六日」の日付を借りて「乗合」を十月十六日に設定したのかも知れない。それは憶測として片付けるにしても、『平家物語』の「殿下乗合」事件の記事の作中時間は、まさに、「内裏への途」を辿って設定されたと見てよい。それも、おそらく物語のそもそもの原作の最初から。「乗合」から「報復」への時間的間隔が短かったとすることだけが、作中時間の事実離れの意図ではなかった、と稿者は考えるのである。『源平盛衰記』は、史料に拠る「歴史戻り」ではあるまいか。

平氏の報復事件についても、同様に、「内裏へ」の方向が看取される。その作中時間はどの異種本・伝本も「十月二十一日」とする。おそらく、『平家物語』の作者（達）は史料に記載された日付を参照したのであろう。基房の参内の用件は、『百練抄』も『玉葉』も『愚管抄』も揃って記すように、高倉天皇元服議定のためであった。それを、『平家物語』諸本も、そのまま同じ事情としている。まさに「内裏へ」の出仕であり、「内裏への途」である。しかも、『平家物語』では、基房は「直廬」つまり内裏の宿泊所（『西宮記』によれば「宜陽殿の東庇」あり）とあるから、内裏の中心である紫宸殿のすぐ近くである）へ参すべく出掛ける。語り手がことさらに「今度は」と語って、その「直廬」の宿泊所により近い「待賢門」から入門しようとしたと語る伝本さえ現れるのである。「乗合」事件よりもこの「報復」事件のほうが更に一層「内裏へ」、言葉を変えれば、高倉天皇の身辺あるいは天皇の撰政に関する事柄へ、物語の叙述が詳細かつ具体的にるのである。

『平家物語』の「殿下乗合」の乗合事件と報復事件の記事は、間に清盛邸における報復命令の記事を挟み、報復事件の後には重盛邸における重盛の怒りを語る記事が続けるが、乗合事件と報復事件とは、「内裏へ」の方向で、「場」も「時」も、変容して行ったと見てよい。さらに言えば、この方向に進む最初の出発点は、史料に記されたように、「内裏」を離れたところであった。このことも、注目されてよからうと思う。

作中場面の「人」の設定に関しても、「内裏への途」の方向が見て取れる。それは、本稿の初めに少々触れた、清盛と重盛の物語における史料との役割の逆転の点とも関わって来る。『平家物語』では、「乗合」事件に対する報復を命ずるのが清盛で、「報復」事件に加わった侍を処罰するのが重盛である。その件に関しては、中には、例えば四部合戦状本のように、「是平家悪行始」と評した後、

小松大臣、大歎、無甲斐。

と、重盛が嘆いたとするだけの本もあるが、他本の多くは、例えば、『源平闘諍録』に、

凡此大臣、就何事吉人、世被誉給。

とあるように、「世」が重盛の行為を誉めたとする（南都本・屋代本・鎌倉本・平松家本・竹柏園本等）。また、『源平盛衰記』は、

其比の京中の上下、哀此大將程、何事につけても褒にやさしき人はなかりけりと、ほめぬ人こそなかりけれ。

と、「京中の上下」「人」が重盛を誉めたとする。また、延慶本のように、惣ジテ此大臣ハ何事ニ付テモ吉人トゾ代ニモ人ニモホメラレ給ケル。

と、「代・世」も「人」も讚美したとする本もある（長門本・中院本）。しかるに、寛一本・百二十句本・両足院本・流布本等は、重盛を誉めるのは「世」でも「人」でもなく、

されば、此の大將をば、君も臣も御感ありけるとぞ聞えし。（流布本による）

と、「君も臣も」、言い換えれば「内裏」こそって重盛を誉めたとするのである。前述のように、重盛を聖人君子

と造型する『平家物語』の構想があつて、ここで報復事件を諫める重盛を造型したことは間違いない。ただ、その構想の上に、この「殿下乗合」の話が重盛讚美を主題にする話に変質してしまふ危険を犯してまでも、物語の諸本の「殿下乗合」における重盛造型には、「大歎、無甲斐」と語るだけのものから「世」や「人」が重盛を賞賛したと語るものへ、さらに、「君も臣も」と語る本まで、つまり、皆が重盛を誉めたと「内裏」とは関わりなく語るものから、「内裏」という語で代表させてよい人の「御感」があつたと語るものまで、種々の型がある。ここにも「内裏へ」という改作の方向が見られるのである。重盛を聖人君子と造型することだけが、「殿下乗合」の章の作中人物の事実離れの意図ではなかつた、稿者はこう考へるのである。

△七△

『平家物語』諸本の「殿下乗合」の本文変化に、場・時・人という作中場面を構成する全ての要素において「内裏へ」という方向が見られること、史料に記載された事実から物語の題材へと辿る時にもその方向が見られることを明らかにした。その作中場面において語られる事件は、作者（達）が享受者に訴えようとしたこと、つまり「殿下乗合」の主題とも関わるはずである。その「殿下乗合」の事件は、本稿の最初に触れたように、流布本を例にすると「世の乱れ初めける根本は」という前置きを置いて語り始められ、報復事件の後に「是こそ平家の悪行の始めなれ」という評語を置いている。語り手の語るこの前置きと評語は、この事件を物語の題材として作者（達）が訴えようとした意図であつた。特に前者はこの章の主題であると見てよい。その前置きと評語について、本稿の話題との関連において見ておきたい。

『源平盛衰記』が、小型「殿下乗合」とも呼ぶべき「基盛打殿下隨身」の章において、「是こそ平家の乱行の初とは聞えし」と語り、「殿下乗合」に相当する「資盛乗合狼藉」の章を「（平家ノ）運の傾くべき符しにや」という語を置いて語り始めることは、先に指摘した。その『源平盛衰記』の場合を含めて、この前置きと評言とを整理してみる。

まず、報復事件への評言は、諸本の間に大きな差異はない。屋代本は「撰政闕白ノカ、ル御目ニ合セ給事、是ゾ始ト承ル」とするのみで、この評言を載せない——屋代本はここに誤脱があるのかも知れない。八坂本のように「撰政闕白のかゝる御目に合せ給ふ御事は、是はじめとぞ承はる。是ぞ平家の悪行のはじめとは承はる」(平松家本もほぼ同文)とあれば、目移りで屋代本のごとき本文になることはあり得る——。他の諸本は、『源平盛衰記』の小型「殿下乗合」に見える「是ぞ平家の乱行の初とは聞えし」を含めて、全て、「平家の悪行の始め」とする(延慶本・長門本・四部合戦状本・南都本・覚一本・葉子十行本・百二十句本・両足院本・流布本等)。これに「ト聞エケル」「とぞ承はる」という語が添えられる本(『源平盛衰記』・『源平闘諍録』・平松家本・鎌倉本・竹柏園本・中院本・八坂本等)も、同質と見てよい。これらの評言は、報復を平氏の悪行と把握したもので、重い語ではあるが、語り手の視線は平氏という「家」に集中している。

内裏への途

しかるに、前置きの語は、いまま少し問題が大きい。諸本の本文は、大別すると、この前置きを置かずに「殿下乗合」の話を始めるもの(『源平闘諍録』・四部合戦状本・南都本)、「世ノ乱レソメケル始ハ」(屋代本)と「乱世の始め」とする本(平松家本・鎌倉本・竹柏園本)、「代ノ乱ケル根元ハ」(延慶本)と「乱世の根元・根本」とする本(長門本・覚一本・中院本・八坂本・百二十句本・両足院本等)に分けられる。

まず、この前置きが載らない本があることは、注意されてよい。これらの伝本は、「殿下乗合」を広く「世」を視野に入れては語らないわけである。しかるに、「殿下乗合」事件を「世ノ乱レソメケル初ハ」と乱世の「初め」と把握する伝本は、慈円が『愚管抄』において「コノフシギ、コノ後ノチノ事ドモノ始ニテアリケルニコソ」と述べたことと重なりあうわけで、注意されてよい。『平家物語』では、「初め」どころか乱世の「根元・根本」とする伝本さえある。語り手の「殿下乗合」事件を見る見方が、改作者の「殿下乗合」事件を記す考え方が、一層厳しくなるのである。とにかく、かような前置きは置かないで「殿下乗合」事件を語る伝本から、乱世の「初め」と語る伝本、さらに、乱世の「根元・根本」と把握する伝本へと、『平家物語』の作者(達)の物の見方が、そうして、その作者(達)が設定した語り手の視線が、徐々に深く厳しくなっていく、その方向に注目

したいのである。

「乗合」事件の場を「内裏」を遠く離れる平安京のはずれの「京極」とするのが、『源平盛衰記』・延慶本・長門本・四部合戦状本の諸本である。他本は「内裏」近くを場とする。「報復」事件の場を、歴史史料が記すのとおなじ、「大炊御門大路」でのこととするのが、『源平盛衰記』・『源平闘諍録』・四部合戦状本の諸本である。他本は「中御門大路」でのこととする。大炊御門大路であれ中御門大路であれ、また、誤謬ではあるが二条大路であれ、その「堀川辺」とするのが、屋代本・平松本・鎌倉本・竹柏園本・両足院本である。他は、「堀川猪熊辺」あるいは「猪熊辺」と、少々ではあるが内裏に近付く。「殿下乗合」事件の作中時間を「七月三日」とするのが、『源平盛衰記』である。他は、高倉天皇元服議定との関連で十月十六日とする。小松大臣重盛が「大歎」とするのみであるのが、四部合戦状本である。「世」が、「京中の上下」が、「人」が、「報復」を叱った重盛を誉めたとするのが、『源平闘諍録』・延慶本・長門本・中院本である。他は、「君」と「臣」とが、つまり「内裏」こぞって重盛を誉めたたとえとする。何の前置きもなく「殿下乗合」の話が始めるのが、『源平闘諍録』・四部合戦状本・南都本である。他は「世の乱れそめける始め」「世の乱れける根本」として「殿下乗合」を語り始める。

どの伝本が最初に設定したと限定は出来ない。しかし、『平家物語』の「殿下乗合」の設定は、「乗合」事件を、作中時間は嘉応二年七月三日、作中場所は「京極」とし、「報復」事件を、作中時間は同十月二十一日、作中場所は「大炊御門堀川」として、何の前置きも置かず、その報復を重盛が「大キニ歎ク」と語るものから、「乱世の根元・根本」という前置きを置いて、「乗合」事件を、作中時間は嘉応二年十月十六日、作中場所は「大炊御門大宮」とし、「報復」事件を、作中場所は「中御門猪熊」として、「君」つまり「内裏」が重盛を誉めたたとえたと語るものまで、即ち『源平盛衰記』の型から覚一本や流布本の型までの本文流伝が見られる、というわけである。『源平盛衰記』が歴史戻りであれば、いわゆる「読み本」から「語り本」への本文流伝の型、と言いかえてもよい。作中場面の場と時と人が「内裏」に接近するのは、原作を離れ改作を経た設定とは言えそうである。

歴史事実を素材とし題材とする『平家物語』の記事の形成と変容は、歴史事実との事実離れと仮構の構築との関連において行なわれたことは間違いない。『源平盛衰記』に見られる歴史戻りも、離れとは逆の出方をしただけで、その現われの一つである。しかし、それだけが『平家物語』の記事の流伝の力ではない。『平家物語』内部の問題として、つまり、物語における他の記事・本文との関連においても、記事・本文の改変が行なわれた。それらも、実のところ、かなりの比重を占めていそうである。そのことを、この『平家物語』の記事の中でも特に歴史事実との離れが大きいと指摘されて来た「殿下乗合」の章の記事を例にして、従前あまり注目されなかった、史料に記された事件の「場」の検討と諸本の語る作中場所との比較・検討を通じて考察してみた。作者(達)が設定した作中場所が、そうして、作中時間や作中人物を含めて作中場面の設定全てが、「内裏」、つまり天皇に關わる事柄の方向へ、物語の諸伝本の本文は変容を来たしているということが判明した。稿者は、「内裏」という語を、基房が目ざした平安京の場所としての「内裏」に重ねて、この語に象徴される天皇を頂点とする「世」の譬喩としても用いてみたわけである。「内裏への途」とは、摂政基房が進む道の意だけではない。「殿下乗合」の記事によって『平家物語』の原作者(達)や『平家物語』改作者(達)が、目指した方向なのである。

何故に、『平家物語』の原作の「殿下乗合」の記事が、そうして、『平家物語』諸本の「殿下乗合」の記事が、「内裏へ」という語で把握できる方向で形成され変容を来たしたのか。本稿では「語り本」「読み本」という述語を用いて諸本を区別したが、いわゆる「語り」が「内裏へ」という方向の本文変化をもたらしたわけではあるまい。それは、やはり、著作という営為の所産であろう。とすれば、一つには『平家物語』の本文が変容して行った室町期・戦国期における「内裏」観が与っていたのではあろう。しかし、それよりも、『平家物語』内部の問題として、この「殿下乗合」に続いて語られる高倉天皇の元服議定延期・延期の後の議定・基房の太政大臣兼宣旨・太政大臣昇進、そうして、嘉応三年正月三日の天皇元服と続く、「内裏」の動きも、大いに与っていたと見るべきである。『平家物語』では、この「殿下乗合」の直前に、「二代后」の件、二条天皇不子と逝去、高倉天皇親王宣旨・東宮立・即位と、「内裏」の諸件を語り、この「殿下乗合」事件の後には、元服議定延期・元服議

定・翌嘉応三年正月三日の高倉天皇元服、と語る。作者(達)も改作者(達)も歴史の動きを見てそれを語り手に語らせた——本稿冒頭に敢えて細部まで『玉葉』を引用したが、『平家物語』の歴史を語る態度が史料の記載と重なることを示したからである——。作者(達)はこの時点での歴史の動きを「内裏への途」と把握して、場と時と人という作中場面と、作中場面における事件と、それを以って示す主題とに反映させたのである。「内裏への途」、それが『平家物語』の全巻にわたって認められる史料から物語への方向であり、『平家物語』諸本の全巻にわたって見られる本文流動の方向であるのか、それとも、「殿下乗合」のみに見られる特異な事柄であるのか、今後、追々検討を加えてみたい。

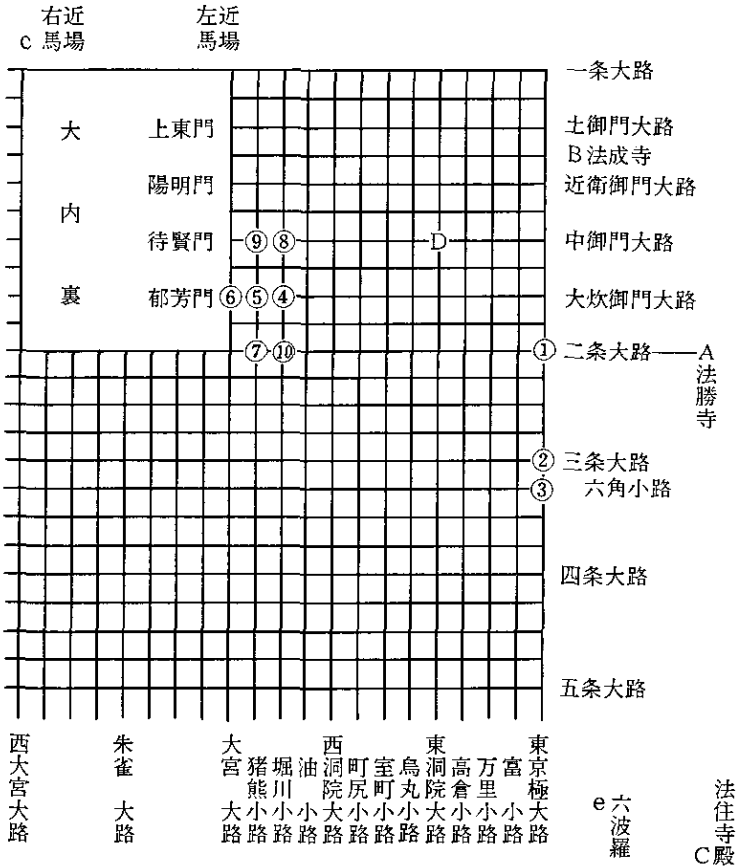
〈補注Ⅰ〉 調査・引用に用い参照した史料および『平家物語』は以下のとおりである。

『百鍊抄』(新訂増補国史大系)、『玉葉』(国書刊行会本)、『愚管抄』(日本古典文学大系)、『公卿補任』(新訂増補国史大系)、『尊卑分脈』(新訂増補国史大系)、『西宮記』(改訂史籍集覧)、『参考源平盛衰記』(改訂史籍集覧)、『源平盛衰記』(国民文庫)、延慶本(汲古書院刊・勉誠社新刊)、長門本(福武書店刊『岡山大学本平家物語』・伊藤家本・芸林社刊)、南都本(古典研究会叢書)、四部合戦状本(斯道文庫編校本)、『源平闘諍録』(和泉書院刊・未刊国文資料)、屋代本(角川書店刊・桜楓社刊)、鎌倉本(古典研究会叢書)、竹柏園本(天理図書館善本叢書)、平松家本(古典刊行会本・平松家本平家物語の研究)、覚一本(日本古典文学大系)、百二十句本(新潮日本古典集成・古典文庫・汲古書院刊斯道文庫編本)、葉子十行本(日本古典文学全書)、高野本(日本古典文学全集)、流布本(天和二年刊『流布本平家物語』)、八坂本(大学堂書店刊)、中院本(未刊国文資料)、両足院本(臨川書店刊)。(公刊のある文献所収の本や国文学研究資料館収蔵写真複製等により、同系統諸本をも参照した)

〈補注Ⅱ〉 『京都市史・地図編』(昭和二年五月)所収の諸古地図等を参照しつつ、「殿下乗合」に関わる左京の略図を作成し、本稿において指摘した「場」を、符号を以て示したものが、次頁に示す「殿下乗合」関係平安京略図」である。大文字英字が基房関係地点、小文字英字が資盛関係地点、算用数字が基房・資盛両人接触地点を示す。

「殿下乗合」関係平安京略図

- a 蓮台野
- b 紫野
- d 北野



(注)

- (1) 「素材」「題材」の用語は小西甚一氏「分析批評のあらまし」(『国文学解釈と鑑賞』昭和四二年五月)の定義に従って用いる。
- (2) 「作中場面」と「作中時間」「作中人物」「作中場所」の用語については、拙論「昔・中比・近比と過ぎにし比など」(『説話』四・昭和四七年十二月)を参照されたい。
- (3) 「主題」の概念は、注1の小西氏に拠る。散文作品の登場人物は、その主題を提示する「主役」、主役と共に主題の提示を分担する「対役」、主題とは直接には関わらない「脇役」「端役」に分ける。C. Brooks, "Understanding Drama" (New York: 1945)
- (4) 『日本古典文学大辞典』の「百練抄」の項(益田宗氏担当)による。
- (5) 日本古典文学大系『愚管抄』の「解説」(赤松俊秀氏)など。
- (6) 『池亭記』に、西京について、「西京人家漸稀。殆幾幽墟」「荆棘鎖門。狐狸安穴」(『本朝文粹』所取による)などと記されている。
- (7) 南都本については、高橋伸幸氏は「一種の、形はやや変ってゐる部分もあるが、語り本とすべく編集されたものではなからうかと思ふ」(『平家物語のテキスト 南都本』・『国文学』昭和六一年六月)と説かれるように、この分類には諸説がある。
- (8) 巻第一之末「七、山大衆食議奪返明雲僧正事」など、都合四ヶ所。
- (9) 赤松俊秀氏は、これを以って「愚管抄が平家物語を参照していることは、この一致でも判明する」とされる(『日本古典文学大系』『愚管抄』の「補注」(巻第五)一五三)。
- (10) 信太周氏は『平家』の流動成長の姿を、素材との密着から「離れ」をもった仮構への変質という点で考えたい(『歴史そのまま』と「歴史ばなれ」・『文学』昭和四一年十一月)と言われる。